

「地域の保育ニーズに対応した教育・保育施設
の確保等について」検討報告書

2022 年 3 月

町田市子ども・子育て会議

■はじめに

2001 年に「待機児童ゼロ作戦」が国から打ち出され、全国でさまざまな対策が行われ、多くの保育の受け皿が作られてきました。しかし、利用児童数も同時に増加し、待機児童問題への対応は地域の大きな課題であり続けています。一方で近年は、少子化の影響で定員を充足できない施設が増えていく事態が生じています。こうした事態に直面している各自治体は、弾力的に、広域的に、あるいはより小さな地域ごとに、課題を解決する方法を模索し始めています。

町田市においては、このたび、施設の皆様にご協力いただき、この問題に関して「現在の町田市の課題」を共有し、今後の方向性を決定するために、アンケート調査とヒヤリング調査を実施しました。

同じ市内でありながら、地域の特徴によって、状況は大きく異なり、一律な対応では不十分な状況です。従前より 5 つの地域に分けて、施設の設置や拡充を図ってきた経緯がありますが、今後について考える際には、大規模マンションの建設や新しい駅の設置といった出来事の影響を受ける、より小さな範囲で、解決策を模索する必要が生じてきました。この報告書ではそうしたいくつかの小地域を「エリア」として、個別の検討を試みました。

担当部署のみなさまは、膨大な作業をこなし、施設の方々が苦慮する「現場の事情」に寄り添いながら、子ども・子育て家庭によりよい状況を整えられるよう、配慮しながら報告書の素案を作成しました。子ども・子育て会議では、コロナ禍で対面の議論の時間が限られる中、多様な立場から意見を述べ合い、報告書の策定に向け内容を吟味してきました。

報告書の中では、各公立保育園が周辺施設とネットワークを形成する際の拠点化、小学校や放課後子ども教室と就学前施設の連携強化、行政と市民の協働に民間企業も加わり、リモートワークなどの新しい生活様式に適した仕組みづくりを目指す等、これまでになかった方向性についても想定しています。

今後の 10 年でさらに、大きな変化が起きていくことが予想されています。町田市の多様な人々がタッグを組んで、町田の子どもたちの育ちと、子育て家庭の安心・安全の実現のために、これからも検討を続けていければと思います。

ご協力いただいたすべてのみなさまに、御礼申し上げます。

2022年3月

町田市子ども・子育て会議会長
昭和薬科大学臨床心理学研究室教授
吉 永 真 理

目 次

第1章 町田市の教育・保育施設と保育ニーズの現状・・・・・・・・・・	6
1 町田市の教育・保育施設	6
2 町田市の就学前児童人口について	6
3 町田市の待機児童数について	7
4 保育施設の利用申請率	9
5 町田市の施設整備の状況について	9
6 保育施設の定員空き状況について	11
第2章 教育・保育施設の課題と方向性・・・・・・・・・・	12
1 教育・保育施設の確保 ～地域～	12
2 教育・保育施設の確保 ～定員～	37
第3章 多様な教育・保育サービスの提供・・・・・・・・・・	43
1 施設の種別	43
2 様々な保育事業	44
第4章 教育・保育の質の向上への取り組み・・・・・・・・・・	47
1 教育・保育の質	47
2 事業者が取り組むこと	48
3 市が取り組むこと	48
第5章 今後の公立保育園の役割・・・・・・・・・・	51
1 公立保育園に対する基本的な考え方	51
2 公立保育園の現状	51
3 公立保育園の今後の役割	52
第6章 提言・・・・・・・・・・	54

第1章 町田市の教育・保育施設と保育ニーズの現状

町田市では、「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」（2020年3月）に基づき、教育・保育提供区域（南、町田、鶴川、忠生、堺地域）ごとに、待機児童解消や多様な教育・保育ニーズへの対応が行われています。

市全体では待機児童が解消されていない状況の中、一部の地域では就学前児童の減少等に伴い、定員に空きのある保育施設が増えている状況もあります。このような現状に鑑み、地域ごとに抱える直近の課題や10年後のあるべき姿について検討を行うため、町田市の教育・保育施設や保育ニーズの現状把握を行いました。

1 町田市の教育・保育施設

町田市の教育・保育施設は、認可保育所・幼稚園を中心に、認定こども園や小規模保育事業所（以下「小規模保育所」という。）、家庭的保育室があります。認可保育所については、公立が5園あり、各地域に1園ずつ設置されています。

【町田市内の教育・保育施設数】

（2021年4月時点）

	南地域	町田地域	鶴川地域	忠生地域	堺地域	合計
認可保育所	18	17	13	17	9	74
認定こども園	2	3	3	6	0	14
幼稚園	9	5	6	1	3	24
小規模保育所	7	7	3	0	1	18
家庭的保育室	2	2	4	2	3	13
合計	38	34	29	26	16	143

単位：園

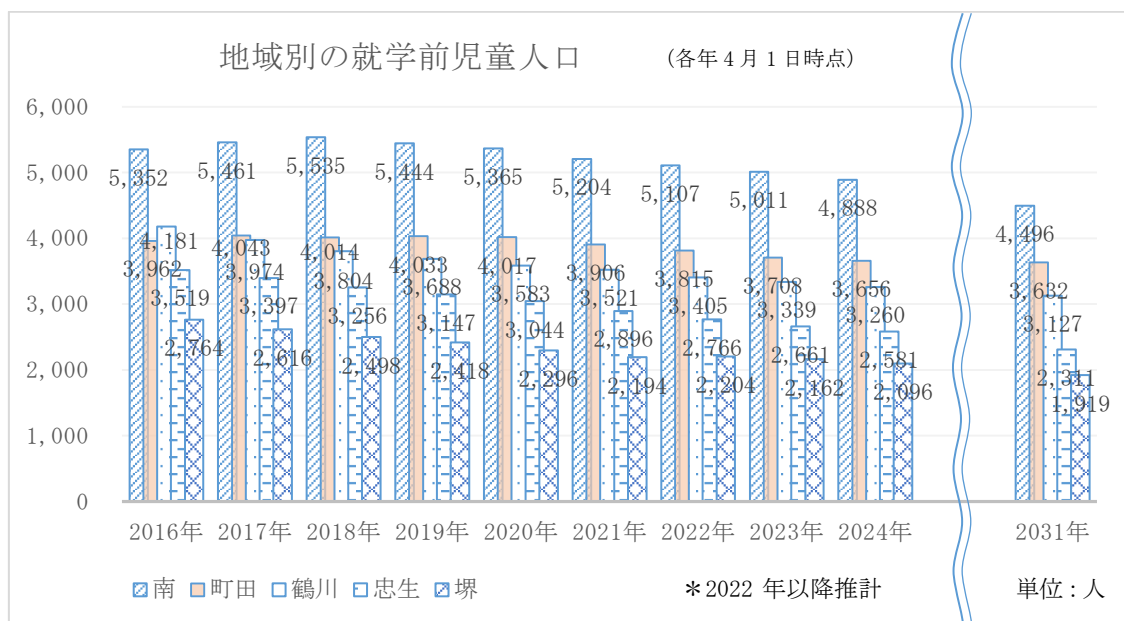
*認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設

*小規模保育所：0歳から2歳児を対象とする定員19人までの施設

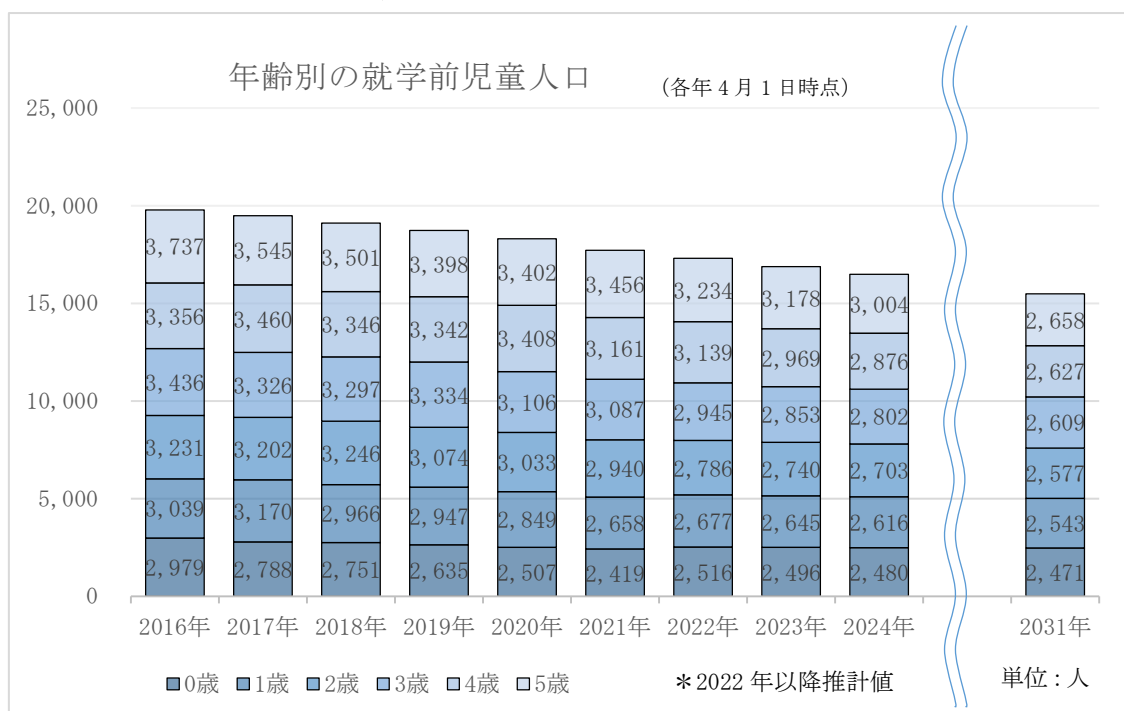
*家庭的保育室：0歳から2歳児を対象とする定員5人までの施設

2 町田市の就学前児童人口について

町田市の就学前児童人口（0歳から5歳の人口）は、各地域とも減少傾向にあり、今後も減少していく見込みです。



町田市ホームページ人口表及び第二期町田市子ども・子育て支援事業計画策定時人口推計データより



町田市ホームページ人口表及び第二期町田市子ども・子育て支援事業計画策定時人口推計データより

3 町田市の待機児童数について

(1) 地域別の待機児童数

2010 年以降、最も待機児童が多かった年は 2011 年で、それ以降は認可保育所等の整備により減少傾向にあります。2021 年 4 月時点では、忠生地域及び堺地域の待機児童は、ほぼ解消されていますが、町田地域及び鶴川地域の待機

児童は依然として生じています。また、南地域ではいまだに多くの待機児童が生じています。

【地域別の待機児童数の推移】

	南地域	町田地域	鶴川地域	忠生地域	堺地域	計
2010 年 4 月	69	79	80	96	72	396
2011 年 4 月	100	91	82	115	47	435
2012 年 4 月	83	69	53	63	25	293
2013 年 4 月	73	68	57	37	22	257
2014 年 4 月	60	58	32	23	30	203
2015 年 4 月	43	25	19	14	52	153
2016 年 4 月	69	32	35	4	42	182
2017 年 4 月	89	50	61	10	19	229
2018 年 4 月	70	39	28	5	4	146
2019 年 4 月	67	22	20	7	11	127
2020 年 4 月	58	30	16	10	16	130
2021 年 4 月	36	15	19	1	5	76

単位:人

(2) 年齢別の待機児童数

待機児童の多くは、0 歳から 2 歳児までの低年齢児です。中でも 1 歳児が多い状況が続いています。

なお、3 歳児以上の待機児童は、2016 年以降ほぼ解消されています。

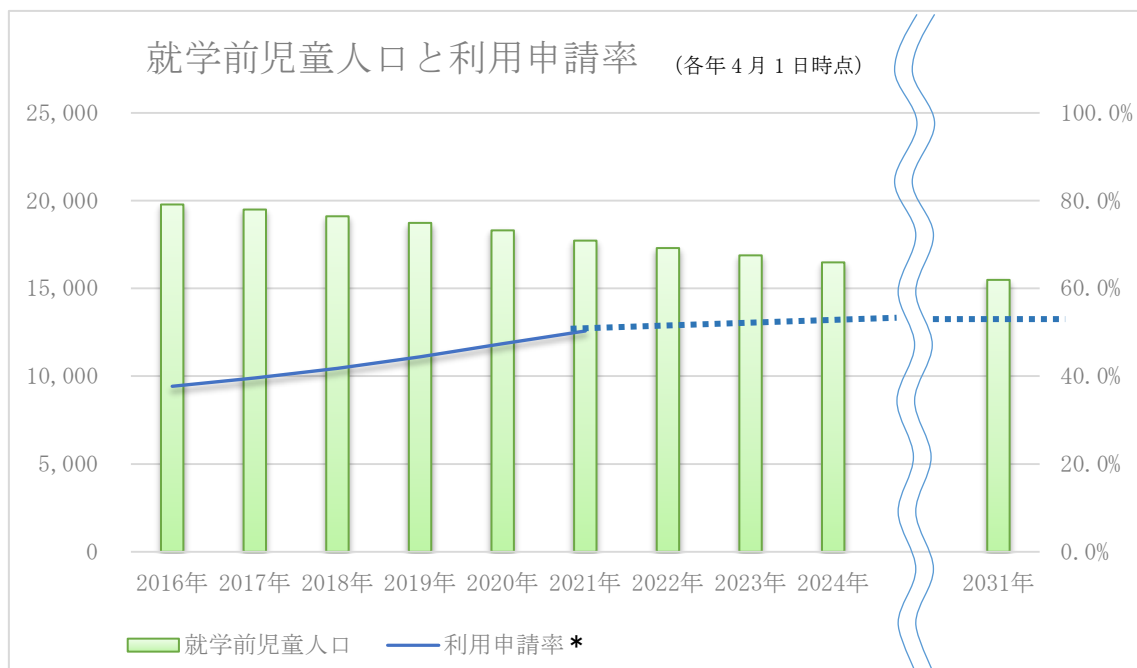
【年齢別の待機児童数の推移】

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
2010 年 4 月	74	156	120	32	9	5	396
2011 年 4 月	81	200	103	41	8	2	435
2012 年 4 月	44	135	84	23	6	1	293
2013 年 4 月	56	117	60	20	3	1	257
2014 年 4 月	22	116	54	5	3	3	203
2015 年 4 月	24	77	24	20	5	3	153
2016 年 4 月	23	113	45	0	1	0	182
2017 年 4 月	51	126	40	11	0	1	229
2018 年 4 月	27	93	23	3	0	0	146
2019 年 4 月	24	84	16	2	0	1	127
2020 年 4 月	19	81	28	2	0	0	130
2021 年 4 月	2	63	11	0	0	0	76

単位:人

4 保育施設の利用申請率

保育施設の利用申請率は年々上昇しています。主な理由としては、女性の就業率が影響していると考えられます。就学前児童人口は減少している一方、利用申請率の上昇に伴い、保育ニーズ¹は増えています。しかし、10年後には女性の就業率は一定数に達し、それに伴い利用申請率も横ばいになると考えられます。



*利用申請率・・・新規利用申込者数と継続利用申込者数を合わせた人数を、0歳から5歳の人口で除した割合

5 町田市の施設整備の状況について

(1) 20年間期間限定認可保育所（以下「20年型」という。）について

町田市では2009年度から独自の「待機児解消・緊急プラン」として、将来の就学前児童の減少を見据えた「20年間期間限定認可保育所（以下「20年型」という。）」の事業を開始しています。この20年型の整備が2014年頃まで重点的に行われています。

20年型は、保育ニーズが年々増え続けている状況を踏まえ、速やかに待機児童を解消していくことを目的として開始した事業です。事業の特徴は、町田市独自の事業のため、単年度で整備できることや、施設整備費の他に賃借料の

¹ 保育ニーズ・・・保育が必要な就学前児童（0歳から5歳）の保護者で、保育所等の利用又は利用を希望している者の人数とします。

一部を 20 年間補助することがあげられます。事業開始当初は、待機児童解消に効果的な事業だったと考えられます。

しかし、2015 年度の子ども・子育て支援新制度の開始により、保育所整備に係る補助制度が充実され、国や都の補助金の活用が、市及び事業者双方にとってメリットが大きくなりました。また、都の認可手続きの変更により、単年度での整備が難しくなったことから 2019 年度以降、20 年型の整備は行われていません。

なお、「20 年間期間限定」としてはありますが、20 年経過後に必ず閉所しなければならない事業というものではありません。

【20 年型の整備実績】

(2021 年 4 月時点)

	南地域	町田地域	鶴川地域	忠生地域	堺地域	合計
2010 年	1	0	3	1	1	6
2011 年	0	0	0	1	0	1
2012 年	0	1	0	1	2	4
2013 年	1	0	0	1	0	2
2014 年	2	2	1	0	0	5
2015 年						
2016 年	0	0	0	0	1	1
2017 年						
2018 年	0	1	0	0	0	1
合計	4	4	4	4	4	20

単位:園

* 2015 年と 2017 年については、施設整備の募集を行っておりません。

(2) 小規模保育所について

小規模保育所は、2015 年度に開始された子ども・子育て支援新制度により、新たに市町村の認可事業として創設されました。単年度で整備できることや、待機児童の多い 0 歳から 2 歳児の低年齢児を対象とした保育施設であることから、町田市においても 2016 年度から整備が進められています。

小規模保育所の整備については、既存施設との差別化を図るため、利便性を重視し、駅前を中心に行われています。

20 年型の事業を開始した時と同様、将来の就学前児童の減少を見据えた事業のため、開所から 10 年を目途に運営状況を確認することになっています。

【小規模保育所の整備実績】

(2021 年 4 月時点)

	南地域	町田地域	鶴川地域	忠生地域	堺地域	合計
2017 年	1	1	0	0	0	2
2018 年	0	1	1	0	1	3
2019 年	5	3	2	0	0	10
2020 年	0	0	0	0	0	0
2021 年	1	2	0	0	0	3
合計	7	7	3	0	1	18

単位:園

6 保育施設の定員空き状況について

2021 年 4 月の待機児童は 76 人という状況にあります。しかし、地域の中で忠生地域では、保育施設の定員に空きが多く見られるようになりました。今年度の入所状況については、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられますが、一部の施設では定員の 6 割から 7 割程度しか入所しておらず、定員の空きが著しい¹施設も生じています。定員の空きについては、0 歳から 2 歳児は年度途中で埋まる傾向にありますが、3 歳から 5 歳児は 4 月に入所していないと年間通して埋まらない傾向にあります。3 歳から 5 歳児の定員の空きについては、認可保育所以外にも幼稚園や認定こども園を選択できるようになることが、要因の 1 つと考えられます。

なお、保育人材の不足により、定員どおり募集できていない施設も数園あります。

【地域別の定員空き状況】

(2021 年 4 月時点)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
南地域	23	1	10	13	21	18	86
町田地域	10	14	39	34	34	35	166
鶴川地域	9	0	9	31	14	30	93
忠生地域	35	41	30	69	70	41	286
堺地域	23	15	9	9	23	4	83

単位:人

* 定員空き状況・・・認可保育所、認定こども園、小規模保育所の定員の空き状況です。

¹ 定員の空きが著しい・・・入所率（実員）が 8 割未満の状態とします。

第2章 教育・保育施設の課題と方向性

町田市の就学前児童は毎年減少している状況が続いています。10年後の2031年には現状よりも約2,300人減少し、約15,500人になる見込み¹です。保育施設の利用申請率は毎年2%から3%上昇²しており、この傾向は数年間続くと推測されます。

厚生労働省は保育所の利用児童数のピークを2025年と想定³しています。そのような見通しの中、町田市の教育・保育施設の適正規模・適正配置について、10年先を見据えた対応を検討しました。

1 教育・保育施設の確保 ～地域～

現在、教育・保育施設の確保は、市内を5地域（南、町田、鶴川、忠生、堺）に区分けして検討・実施がされています。

5地域それぞれ、地勢、交通の利便性、マンション等の住宅開発、就学前児童数や待機児童数、教育・保育施設数等の違いによって、定員の確保状況に差が見受けられます。さらには、地域内でも差が生じているところもあります。

具体的には、忠生地域及び堺地域の待機児童はほぼ解消されていますが、町田地域及び鶴川地域の待機児童は一定数生じており、南地域では多くの待機児童が生じています。同じ地域の中でも、町田地域では駅から離れた施設の定員に空きが多く生じており、南地域では南町田グランベリーパーク駅周辺で、特に多くの待機児童が生じています。

そのため、地域の中でも、全体とは異なる対応が必要な場合、利用者の生活圏に配慮した区域（以下「エリア」という。）に着目して、教育・保育施設の確保について検討を行いました。

検討の視点としては、地域全体と比べて、①待機児童が多く生じているか、②定員に空きが目立つ保育施設が複数生じているかの2点で行い、範囲については、日常的に徒歩で行ける1.0km（徒歩15分程度）を目安に町丁別⁴に区切ってエリア設定を行いました。

その結果、近年、南地域の待機児童の約3分の1を占め、大規模マンション建

¹ P.7 「年齢別の就学前児童人口」参照

² P.9 「就学前児童人口と利用申請率」参照

³ 厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」（令和3年5月26日）
資料 「保育を取り巻く状況について」より

⁴ 基本的には町丁別に区切っていますが、一部、番地で区切っているところもあります。

設により保育ニーズが増加している①南町田グランベリーパーク駅から 1.0km 圏の町丁を地域全体とは異なる対応が必要なエリアとして設定しました。また、保育施設の定員に空きが目立つ②町田地域の本町田及び藤の台 1、2 丁目、③堺地域の多摩境駅東側について、当該保育施設の中心から 1.0km 圏¹の町丁を基本にエリアを設定しました。

教育・保育施設の確保については、5 地域を基本とし、さらに、3 つのエリアについて現状と課題を分析し、方向性の整理を行いました。



¹ 圏の中心は、該当保育施設から 1.0km 圏を描いた時に重複する部分としています。

(1) 南地域

<現状>

- ・地域全体で待機児童が多い状況が続いており、2021 年 4 月の待機児童は 36 人（内訳：1 歳 30 人、2 歳 6 人）となっています。
- ・地域内の保育施設の定員はほぼ充足¹しており、定員の弾力化²により、児童の受け入れを行っている施設も多くあります。
- ・地域の中でも南町田グランベリーパーク駅周辺（同駅から 1.0km 圏）は、再開発等の影響により、特に待機児童が集中しています。
- ・南町田グランベリーパーク駅周辺は、今後も大規模マンションの建設が予定されているため、多くの保育ニーズが見込まれています。そのため、同駅周辺を地域全体とは異なる対応が必要なエリアとしています。

<課題>

- ・南町田グランベリーパーク駅周辺エリアは、待機児童が多い低年齢児（0 歳から 2 歳児）の保育施設を整備しても、地域全体で定員が充足しているため、3 歳児以上の受け皿を確保することが困難となっています。
- ・南町田グランベリーパーク駅周辺エリアは、定員に空きが多い忠生地域に送迎するには距離に課題があり、送迎保育ステーション³の活用は難しい状況にあります。
- ・南町田グランベリーパーク駅周辺エリアは、認可保育所等の新たな施設の整備が必要ですが、開発が進んでおり、物件が不足しています。
- ・地域全体で保育ニーズが多い状況のため、南町田グランベリーパーク駅周辺エリア以外にも 1 歳児の定員が不足しています。

¹ 2021 年 4 月では、0 歳児の定員の空きが見られますが、施設全体としての定員はほぼ充足しています。また、定員に空きが生じている施設もありますが、新設園等、個別事情によるものです。

² 児童福祉施設の最低基準を満たしていることを条件に定員を超えて入所できるようにすることを言います。

³ 朝と夕方、児童が日中在籍する保育所等に登園するまでの間と、降園してから保護者が迎えに来るまでの間、その児童を一時的に預かる保育施設のことを指します。送迎バスで、送迎保育ステーションと日中在籍する保育所等の送迎をします。

【南地域の教育・保育施設数】

(2021 年 4 月時点)

	認可 保育所	認定 こども園	幼稚園	小規模 保育所	家庭的 保育室	合計
南町田グランベリー ーパーク駅周辺エ リア	6(7)	0	2	3	1	12(13)
上記以外	12(13)	2	7	4	1	26(27)
計	18(20)	2	9	7	2	38(40)

単位:園

*括弧内の数は、分園を含めた施設数です。

【南地域の定員空き状況】

(2021 年 4 月時点)

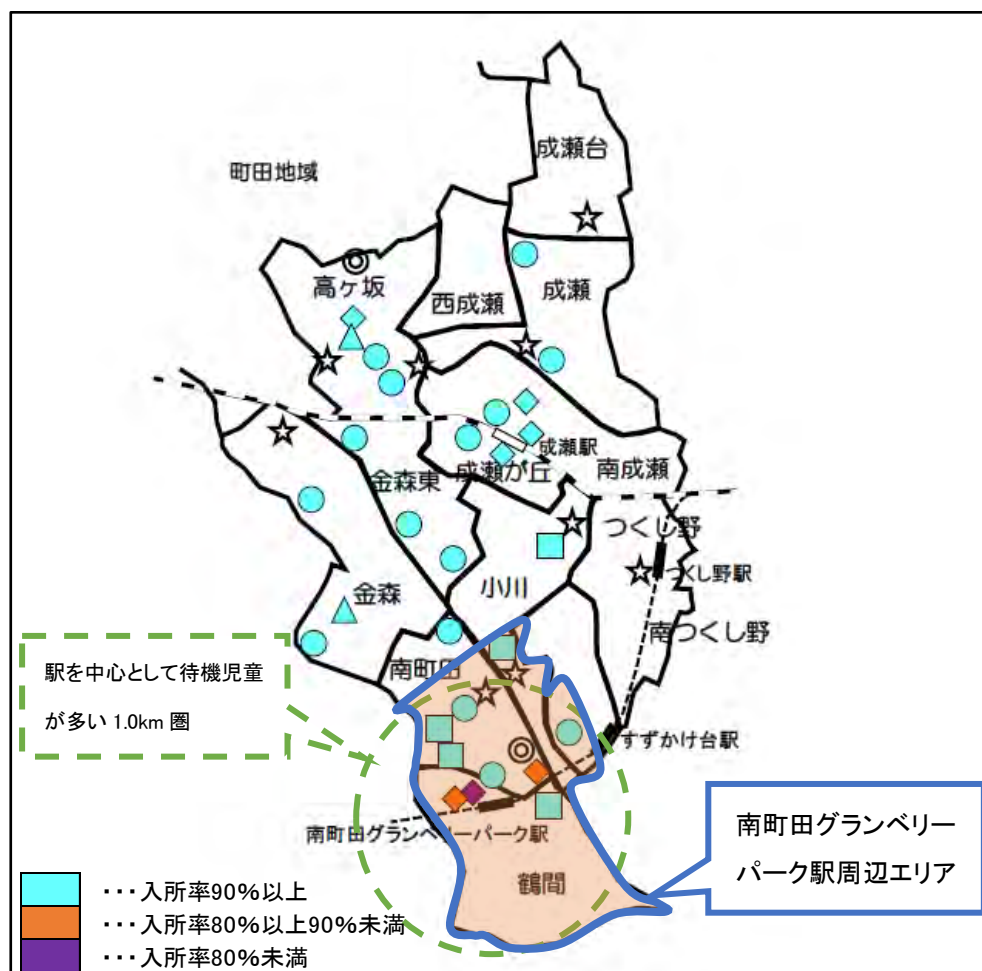
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員空き人数	23	1	10	13	21	18	86
1 園あたり 平均定員空き人数	1.2	0.0	0.4	0.7	1.1	0.9	
(エリア別)							
南町田グランベリーパ ーク駅周辺エリア	1.0	0.1	1.0	0.2	2.0	1.5	
上記以外	1.2	0.0	0.0	0.9	0.6	0.6	

単位:人

*定員空き人数・・・・・・認可保育所、認定こども園、小規模保育所の定員の空き人数

*1 園あたり平均定員空き人数・・定員空き人数 / 施設数 (分園含む。)【小数点第 2 位四捨五入】

○南地域 認可保育所等入所率分布（2021 年 4 月時点）



○認可保育所（20 年型以外）	・ 15 園	□20 年型	・ 5 園
△認定こども園	・ 2 園	☆幼稚園	・ 9 園
◇小規模保育所	・ 7 園	◎家庭的保育室	・ 2 園

* 認可保育所と 20 年型の施設数には分園を含めています。

＜事業者の意見 ～アンケート調査及びヒアリング調査～＞

① 保育ニーズについて

【アンケート調査結果】

- ・認可保育所の定員の充足状況について、「ほぼ定員通り」「弾力している」という回答が10園、「全体的に定員割れをしている」という回答が1園、「3歳児以上について、定員割れしている」という回答が3園、「3歳児以上について、定員割れしている、今年度は0歳児も定員割れをしている」という回答が1園でした。他の地域と比べると「充足している」という回答が多い結果となりました。
- ・待機児童解消策の有効な手段として最も多かった回答は、「一時的な受入れの拡充（定員の弾力化）」でした。「既存施設の活用」という回答が多い結果となりました。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「南町田グランベリーパーク駅周辺は、大規模マンションの建設により、今後もしばらくは保育ニーズが見込まれるが、いずれは園児の獲得競争になり、選ばれる園になれるかが課題」と捉えている施設が複数ありました。
- ・成瀬駅から離れた施設の中には、「今後保育ニーズが減少し、5年後、10年後にそれが加速するのではないかと危機意識を持っていました。
- ・保育ニーズへの対応について、「施設を増やすよりも定員割れをしている既存施設の移転等で対応すべき」という意見もありました。

② 20年型について

【アンケート調査結果】

- ・20年経過後、「運営継続の方向で考えている」という回答が1園、「入所状況によっては継続する」という回答が2園、「入所状況によっては閉園する」という回答が1園でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・運営継続にあたって、「建物オーナー側が契約更新に応じるか」という点を課題と捉えていました。
- ・「20年型の中でも周辺に保育施設がない等により、残した方がよい園とそうでない園がある」という意見がありました。

③ 小規模保育所について

【アンケート調査結果】

- ・10年経過後、「運営を継続する」という回答が3園、「入所状況によっては閉園を検討する」という回答が2園、「無回答」が2園でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・アンケート調査で小規模保育所についての運営に関して、「無回答」だった

施設については、ヒアリング調査では、「転用等を検討している」という回答でした。

- ・保育ニーズが減ったときの運営継続の課題として、「高額な家賃等の固定費の支払い」をあげる施設がありました。

＜南地域における教育・保育施設の確保の方向性＞

地域の保育ニーズについては、今後もニーズが多いという点で、市と事業者の見解がほぼ一致しています。直近の課題の待機児童対策については、市は新たな施設の整備が必要としていますが、事業者は既存施設の活用で対応という意見が多く、見解に相違があります。南町田グランベリーパーク駅周辺エリアは、5年から10年程度、保育ニーズが多い状況が続くと考えられます。同エリアでは、1歳児に多くの待機児童が生じていることや、大規模マンションが建設されていることから、既存施設の活用と併せて、認可保育所等の新たな施設の整備が必要と考えます。施設整備にあたっては、定員に余剰がある地域から既存施設が移転することも検討する必要があります。

南地域全体では、5年程度、現在と同程度の保育ニーズが続くと考えられます。そのため、南町田グランベリーパーク駅周辺エリア以外では、幼稚園型一時預かり¹の活用や、既存施設の建替え等により、1歳児の定員を増やす必要があると考えます。

南地域における10年後の施設のあるべき姿としては、保育ニーズの状況から20年型は引き続き必要な保育施設と考えます。その後、地域の保育ニーズが減少した場合、周辺の保育施設との立地状況を踏まえて、閉所を判断すべきと考えます。

小規模保育所についても、10年後引き続き必要な保育施設と考えます。その後、保育ニーズが減少した場合には、駅前の利便性を活用して、他の子どもに関する事業を多角的に展開し、その需要も無い場合は閉所を検討する必要があると考えます。

¹ 本報告書では、幼稚園にて、在籍していない低年齢児を定期的に預かる保育を指します。

(2) 町田地域

<現状>

- ・地域全体で待機児童が一定数生じている状況が続いており、2021 年 4 月の待機児童は 15 人（内訳：0 歳 1 人、1 歳 14 人）となっています。
- ・町田駅周辺や玉川学園前駅周辺の施設の多くは、定員が充足¹しています。
- ・町田駅周辺では、マンション建設が予定されている等、今後も現在と同程度の保育ニーズが見込まれています。
- ・駅から離れた一部の施設では、送迎保育ステーションの送迎先として登録をしています。

<課題>

- ・1 歳児以外は定員に空きが生じているので、既存施設を活用した待機児童の解消が課題となっています。
- ・保育士不足等、各施設の個別事情により、定員どおり募集ができていない施設があります。
- ・忠生地域に近い本町田及び藤の台 1、2 丁目の施設では、3 歳から 5 歳児を中心に定員に空きが生じており、その対応が課題となっています。そのため、同町丁を地域全体とは異なる対応が必要なエリアとしています。

【町田地域の教育・保育施設数】

(2021 年 4 月時点)

	認可 保育所	認定 こども園	幼稚園	小規模 保育所	家庭的 保育室	合計
本町田エリア	4	2	2	0	0	8
上記以外	13(14)	1	3	7	2	26(27)
計	17(18)	3	5	7	2	34(35)

単位:園

* 括弧内の数は、分園を含めた施設数です。

¹ 町田駅近くで極端に入所率が低い施設もありますが、新設園等、個別事情によるものです。

【町田地域の定員空き状況】

(2021 年 4 月時点)

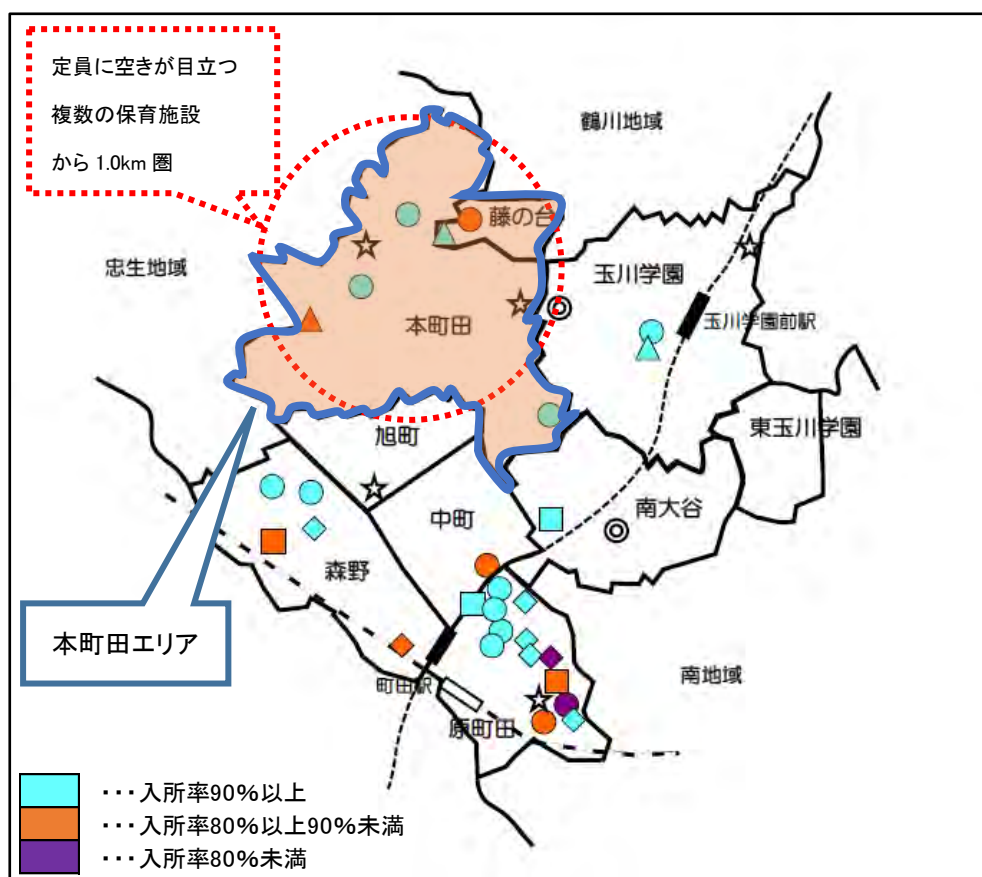
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員空き人数	10	14	39	34	34	35	166
1 園あたり平均定員 空き人数	0.6	0.5	1.5	1.9	1.9	1.9	
(エリア別)							
本町田エリア	2.5	0.2	1.6	2.0	2.2	2.6	
上記以外	0.3	0.6	1.5	1.8	1.8	1.7	

単位:人

* 定員空き人数・・・・・・認可保育所、認定こども園、小規模保育所の定員の空き人数

* 1 園あたり平均定員空き人数・・定員空き人数 / 施設数 (分園含む。)【小数点第 2 位四捨五入】

○町田地域 認可保育所等入所率分布（2021 年 4 月時点）



○認可保育所（20 年型以外）・ 14 園	□20 年型・ 4 園
△認定こども園・ 3 園	☆幼稚園・ 5 園
◇小規模保育所・ 7 園	◎家庭的保育室・ . . 2 園

* 認可保育所と 20 年型の施設数には分園を含めています。

＜事業者の意見 ～アンケート調査及びヒアリング調査結果～＞

① 保育ニーズについて

【アンケート調査結果】

- ・認可保育所の定員の充足状況について、「ほぼ定員通り」「弾力している」という回答が7園、「全体的に定員割れしている」という回答が1園、「3歳児以上について定員割れをしている」とした施設が4園、「2歳児以上について定員割れをしている」という回答が3園でした。「充足している」という回答と、「定員割れをしている」という回答が、小田急線沿線の施設とそれ以外の施設で二極化しました。
- ・本町田エリアや駅から離れた施設の中には、保育ニーズの偏在を5年以上前から認識している施設があり、地域の中で保育ニーズに温度差がありました。
- ・待機児童解消策の有効な手段として、多かった回答は「送迎保育ステーションの活用」や「一時的な受け入れの拡充（定員の弾力化）」となりました。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「町田地域全体としては、町田駅周辺において新たなマンション建設もあり、今後5年から10年程度は現在と同程度の保育ニーズがある。一方で、園児獲得のためには、これまで以上に努力をしないと経営が厳しくなる」と捉えている施設が複数ありました。
- ・町田駅から離れた施設の中には、保育ニーズの減少を感じており、園児獲得に危機意識を持っていました。

② 20年型について

【アンケート調査結果】

- ・20年経過後、「運営継続の方向で考えている」という回答が1園、「入所状況によっては継続する」という回答が1園、「無回答」が1園でした。「無回答」の施設はヒアリング調査では、運営継続の意向でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「建物オーナー側との契約更新に不安がある」という点と、「20年型の賃借料補助が終了し、定員が埋まらない場合に運営できるか」という点を課題と捉えている施設がありました。

③ 小規模保育所について

【アンケート調査結果】

- ・10年経過後、「運営継続の方向で考えている」という回答が5園、「入所状況によっては継続する」という回答が2園でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・保育ニーズが減ったときの運営継続の課題として、「高額な家賃等の固定費

の支払い」をあげる施設がありました。

- ・「子どもの人数が減った時に、小規模保育所単体では運営が厳しくなることが予想されるため、駅に近いという利便性を活かし、送迎保育ステーションや地域の子育て支援事業等、多角的に活用すること」を今後の課題と捉えている施設がありました。

<町田地域における教育・保育施設の確保の方向性>

地域の保育ニーズと待機児童対策については、市と事業者の見解がほぼ一致しています。町田駅周辺は、5年程度は現在と同程度の保育ニーズが考えられます。同駅周辺では、新たな施設整備ではなく、保育士不足を解消し、1歳児を定員どおり受け入れできるよう、各保育施設が体制を整えることや、送迎保育ステーションの拡充等、既存施設を活用した対応により、待機児童を解消していくことが必要と考えます。また、玉川学園前駅周辺では、保育施設が少ないことから、今後も一定の保育ニーズがあると考えられ、定員の現状維持が必要と考えます。

本町田エリアでは主に3歳から5歳児に定員に空きが見られ、現状でも保育ニーズの減少を感じている施設があります。3歳から5歳児の定員の空きは、年度途中に埋まらない傾向にあるため、今後は、保育ニーズの状況により、利用定員を下げる等、適正な定員設定を行う必要があります。

町田地域における10年後の施設のあるべき姿としては、保育ニーズの状況から20年型は引き続き必要な保育施設と考えます。その後、地域の保育ニーズが減少した場合は、周辺保育施設との立地状況を踏まえて、閉所を検討すべきと考えます。

小規模保育所についても、10年後引き続き必要な保育施設と考えます。その後、保育ニーズが減少した場合には、駅前の利便性を活用して、他の子どもに関する事業を多角的に展開し、その需要も無い場合は閉所を検討する必要があると考えます。

(3) 鶴川地域

<現状>

- ・待機児童は 2011 年をピークに減少傾向にありますが、一定数の待機児童が生じています。2021 年 4 月の待機児童は 19 人（内訳：1 歳 18 人、2 歳 1 人）となっています。
- ・待機児童は、鶴川地域の各町に分散して分布し、今後も現状と同程度の保育ニーズが見込まれます。また、金井周辺において、今後宅地開発が予定されており、一時的な保育ニーズの増加が見込まれます。

<課題>

- ・待機児童の分布状況から、新たな施設整備は効果的な待機児童解消につながらず、逆に施設の定員に空きが生じる可能性があり、1 歳児の定員確保が課題となっています。
- ・地域全体としては、定員に空きはほぼ生じていませんが、鶴川駅から離れた小野路町・野津田町では、主に 3 歳から 5 歳児で定員に空きが生じており、その対応が課題となっています。

【鶴川地域の教育・保育施設数】

(2021 年 4 月時点)

	認可 保育所	認定 こども園	幼稚園	小規模 保育所	家庭的 保育室	合計
計	13(15)	3	6	3	4	29(31)

単位：園

*括弧内の数は、分園を含めた施設数です。

【鶴川地域の定員空き状況】

(2021 年 4 月時点)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員空き人数	9	0	9	31	14	30	93
1 園あたり平均 定員空き人数	0.8	0.0	0.5	2.1	0.9	2.0	

単位：人

*定員空き人数・・・認可保育所、認定こども園、小規模保育所の定員の空き人数

*1 園あたり平均定員空き人数・・・定員空き人数 / 施設数（分園含む。）【小数点第 2 位四捨五入】

○鶴川地域 認可保育所等入所率分布（2021 年 4 月時点）



○認可保育所（20 年型以外）・・・11 園	□20 年型・・・・・・4 園
△認定こども園・・・・・・3 園	☆幼稚園・・・・・・6 園
◇小規模保育所・・・・・・3 園	◎家庭的保育室・・・4 園

*認可保育所と 20 年型の施設数には分園を含めています。

＜事業者の意見 ～アンケート調査及びヒアリング調査結果～＞

① 保育ニーズについて

【アンケート調査結果】

- ・認可保育所の定員の充足状況について、「ほぼ定員通り」という回答が5園、「3歳児以上について、定員割れをしている」という回答が7園となり、二極化した回答となりました。
- ・待機児童解消策の有効な手段として多かった回答は、「幼稚園の認定こども園への移行」「預かり保育の拡充」「認可保育所の整備」「既存園の使用区分変更」となり、既存施設を活用した回答が中心となりました。
- ・定員についての意見として、「少子高齢化社会が現実化し、保育園が競争の時代に突入してきたが、自身の園も含め、定員は現状維持で良い」と捉えている施設がありました。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「0歳から2歳児までの低年齢児の保育ニーズはあるが、3歳児以上は幼稚園や認定こども園等受け皿が多いので競合となる。選ばれる園にならない」と捉えている施設が複数ありました。
- ・鶴川駅周辺から離れた施設の中には、「ここ数年目立って保育ニーズが減少している印象はないが、5年から10年先は状況が分からない。鶴川駅周辺再整備事業は保育ニーズに影響ない」と捉えている施設がありました。
- ・小野路町・野津田町では、「事業者レベルでは地域全体の保育ニーズを把握するのは難しいが、周辺には戸建てが増えている。豊かな自然環境の中で、子どもたちがのびのびと育つことができるという強みがあるので、これからも一定の保育ニーズはある」と捉えている施設がありました。

② 20年型について

【アンケート調査結果】

- ・20年経過後、「運営継続の方向で考えている」という回答が2園、「入所状況によっては閉園する」という回答が1園、「その他」での回答が1園でした。「その他」と回答した施設については、ヒアリング調査では、運営継続の意向でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「20年経過後も継続する場合、保育ニーズや建物オーナーの意向、保育人材の確保が運営継続の課題」と捉えている施設がありました。
- ・「閉所する場合、在園児の処遇もあるので、6年前に判断をしなければならないが、閉所予定の園に子どもが集まるか、また、閉所までの間、同じ保育を提供するには補填等、市のバックアップが得られるか」という意見がありました。

③ 小規模保育所について

【アンケート調査結果】

- ・10年経過後、「入所状況によっては閉園する」という回答が1園、「その他」での回答が2園でした。「その他」の内容は2園とも、「入所状況によって転用または閉園を検討する」という回答でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「小規模保育所は、10年以内は保育ニーズがあると思うが、その後は、保育ニーズを見極めて、規模を縮小し、送迎保育ステーションやひろば事業を実施し、多角的に活用できるか」を課題と捉えている施設がありました。

＜鶴川地域における教育・保育施設の確保の方向性＞

地域の保育ニーズについては、市と事業者の見解に相違があります。市は鶴川駅から離れた野津田町・小野路町において、保育ニーズの減少を見込んでいましたが、事業者は一定数保育ニーズがあると見込んでいます。直近の課題の待機児童対策については、既存施設の活用という点で双方ほぼ一致しています。

鶴川駅周辺や同駅周辺に比較的近い町は、5年程度、現在と同様の保育ニーズが続くと考えられます。同駅周辺においては、1歳児の定員不足を補うため、幼稚園型一時預かりの活用等を行っていくことが必要と考えます。

また、金井周辺については、今後宅地開発により、一時的に保育ニーズが高まる可能性があるため、現状の定員を維持していくことが必要と考えます。

鶴川駅から離れた小野路町・野津田町については、今後、保育ニーズが減少する可能性があります。現状でも、主に3歳から5歳児の定員に空きが生じているので、今後の保育ニーズの状況により、利用定員を下げる等、適正な定員設定を行う必要があると考えられます。

鶴川地域における10年後の施設のあるべき姿としては、保育ニーズの状況から20年型は引き続き必要な保育施設と考えます。その後、地域の保育ニーズが減少した場合は、周辺保育施設との立地状況を踏まえて、閉所を検討すべきと考えます。

小規模保育所についても、10年後引き続き必要な保育施設と考えますが、その後、保育ニーズが減少した場合には、駅前の利便性を活用して、他の子どもに関する事業を多角的に展開し、その需要も無い場合は閉所を検討する必要があると考えます。

(4) 忠生地域

<現状>

- ・待機児童は地域全体でほぼ解消されており、2021年4月の待機児童は1人（内訳：0歳1人）となっています。10年前は市内で最も待機児童が多い地域でしたが、5年後の2016年にはほぼ解消されています。
- ・地域全域が市内の主要駅から離れた地域となっており、今後、大規模な再開発等は予定されておりません。
- ・地域全域において、保育施設の定員に空きが生じており、定員の空きが著しい施設も複数存在しています。
- ・定員に余剰があるため、送迎保育ステーションを活用して、保育ニーズの多い町田駅前から児童を受入れている施設もあります。

<課題>

- ・就学前児童に対し、保育施設の定員数が多く、すでに施設の適正配置や規模縮小が課題となっています。20年型の閉所については、施設を整備した際に国等から交付された補助金の取扱い等の課題も検討していく必要があります。

【忠生地域の教育・保育施設数】

(2021年4月時点)

	認可 保育所	認定 こども園	幼稚園	小規模 保育所	家庭的 保育室	合計
計	17(18)	6	1	0	2	26(27)

単位：園

*括弧内の数は、分園を含めた施設数です。

【忠生地域の定員空き状況】

(2021年4月時点)

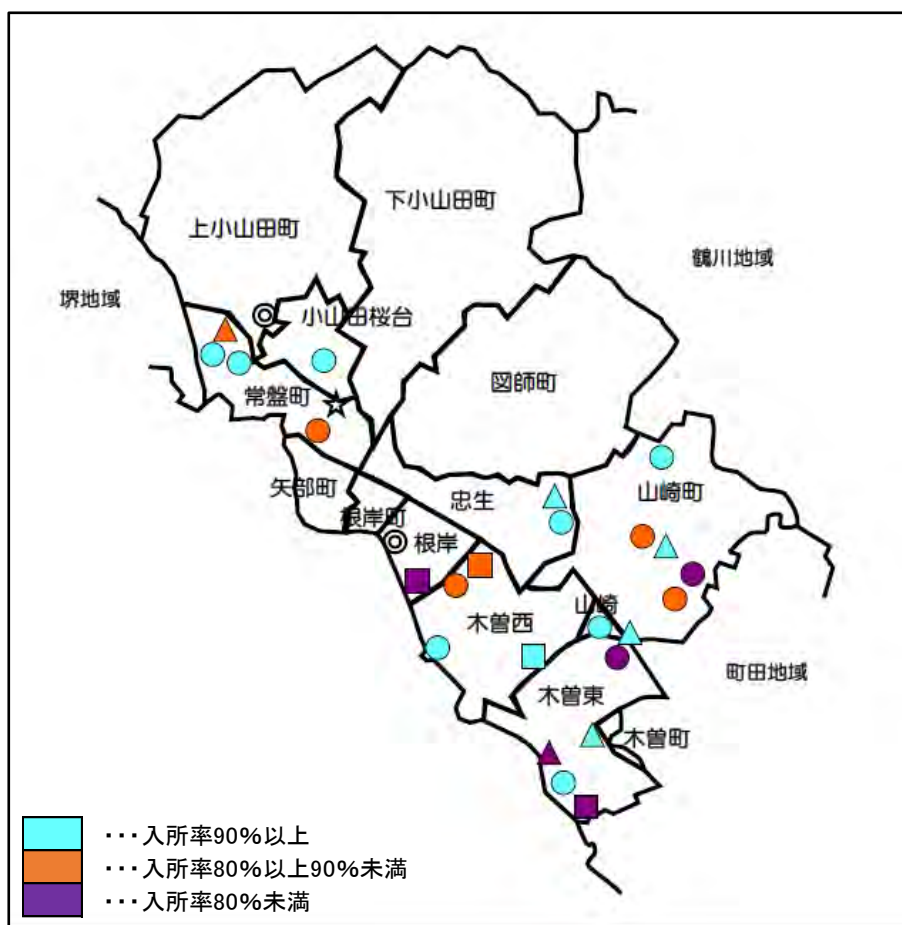
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員空き人数	35	41	30	69	70	41	286
1園あたり平均定員 空き人数	2.5	2.2	1.6	3.3	3.3	2.0	

単位：人

*定員空き人数・・・・・・認可保育所、認定こども園、小規模保育所の定員空き人数

*1園あたり平均定員空き人数・・定員空き人数 / 園数（分園含む。）【小数点第2位四捨五入】

○忠生地域 認可保育所等入所率分布（2021 年 4 月時点）



○認可保育所（20 年型以外）・・・14 園	□20 年型・・・4 園
△認定こども園・・・・・・・・・・6 園	☆幼稚園・・・1 園
◎家庭的保育室・・・・・・・・・・2 園	

* 認可保育所と 20 年型の施設数には分園を含めています。

＜事業者の意見 ～アンケート調査及びヒアリング調査結果～＞

① 保育ニーズについて

【アンケート調査結果】

- ・認可保育所の定員の充足状況について、「全体的に定員割れをしている」という回答が3園、「3歳児以上について、定員割れをしている」という回答が4園、「1歳児のみ定員割れをしている」という回答が1園、「ほぼ定員どおり」という回答が5園、無回答が2園でした。「定員割れをしている」と回答した施設が多い結果となりました。
- ・待機児童や入所率等の地域偏在について、「5年くらい前」から認識している施設の割合が多く、他の地域と比べると早くから偏在を認識していた割合が多い結果となりました。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「多摩都市モノレールが延伸されれば、子どもの数が増える可能性があるが、基本的には子どもの数は減少する」と捉えている施設がありました。
- ・「子どもの数は減少傾向にあり、開園当初よりも定員を減らしている。このまま少子化が進むと5年以内でも運営が厳しい」と捉えている施設がありました。
- ・「3号児¹については需要があるが、2号児²の定員割れは今後が続くことが考えられる」と捉えている施設が複数ありました。

② 20年型について

【アンケート調査結果】

- ・20年経過後、「閉園の方向で考えている」という回答が2園、「その他」での回答が1園、「無回答」が1園でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「その他」及び「無回答」の施設については、ヒアリング調査では、「市の方針を踏まえた上で判断する」、「系列園への吸収や転用について検討している」といった回答でした。
- ・「20年型は、このまま保育ニーズが減少するならば、20年経過後、閉園するか、20年経過前でも系列園に吸収したい」という施設がありました。
- ・「賃借料の補助の有無は運営継続の判断材料の一つとなる」という施設が複数ありました。

¹ 3号児・・・満3歳未満で、保護者の就労等の理由により、保育の必要な子ども

² 2号児・・・満3歳以上で、保護者の就労等の理由により、保育の必要な子ども

＜忠生地域における教育・保育施設の確保の方向性＞

地域の保育ニーズについて、当面減少傾向であることは、市と事業者の見解はほぼ一致しています。多摩都市モノレールの延伸等が行われるまで、保育ニーズは減少していくと考えます。すでに待機児童はほぼ解消されており、保育を利用する側としては預けやすい状況となっています。

一方、定員の空きが著しく、運営に支障が生じている施設もあり、その対応が急務となっています。直近の対応としては、利用定員を下げる等、適正な定員設定を行い、その後、保育ニーズの推移を見ながら、施設の規模縮小や同一運営法人による統廃合も必要になると考えます。その際には、閉所も想定した20年型から実施することが適切と考えます。

また、現在は定員に空きが生じていない施設も今後利用定員を下げる等の対応が必要となり、施設の規模縮小や同一運営法人による統廃合も必要になると考えられます。

忠生地域における10年後の施設のあるべき姿としては、20年型の閉所や転用が必要と考えます。市と事業者ともに閉所や転用等、対策の必要性を感じていることではほぼ一致しているので、周辺保育施設や立地状況等を踏まえ、閉所を含めた対策を段階的に実施する必要があると考えます。また、閉所際には子どもの保育環境に配慮する等、利用者に不利益がないように実施する必要があります。

(5) 堺地域

<現状>

- ・待機児童はほぼ解消されている地域で、2021 年 4 月の待機児童は 5 人（内訳：1 歳 1 人、2 歳 4 人）となっています。2015 年に町田市内で最も待機児童が多い地域となりましたが、3 年後の 2018 年にはほぼ解消されています。

<課題>

- ・多摩境駅東側（小山ヶ丘 1～3 丁目及び小山町の一部）については、定員の空きが著しい施設も複数あることから、地域全体とは異なる対応が必要なエリアとしています。
- ・多摩境駅西側（小山ヶ丘 4～6 丁目及び小山町の一部）では、大規模マンションが建設され、一時的に保育ニーズが増加しています。
- ・相原町は町域が細長く広く、同町内の保育施設に入所できない場合、地域内の他の保育施設を利用するのは、交通の利便性から難しい状況にあります。

【堺地域の教育・保育施設数】

(2021 年 4 月時点)

	認可 保育所	認定 こども園	幼稚園	小規模 保育所	家庭的 保育室	合計
多摩境駅東側	4	0	0	0	1	5
上記以外	5(6)	0	3	1	2	11(12)
計	9(10)	0	3	1	3	16(17)

単位: 園

* 括弧内の数は、分園を含めた施設数です。

【堺地域の定員空き状況】

(2021 年 4 月時点)

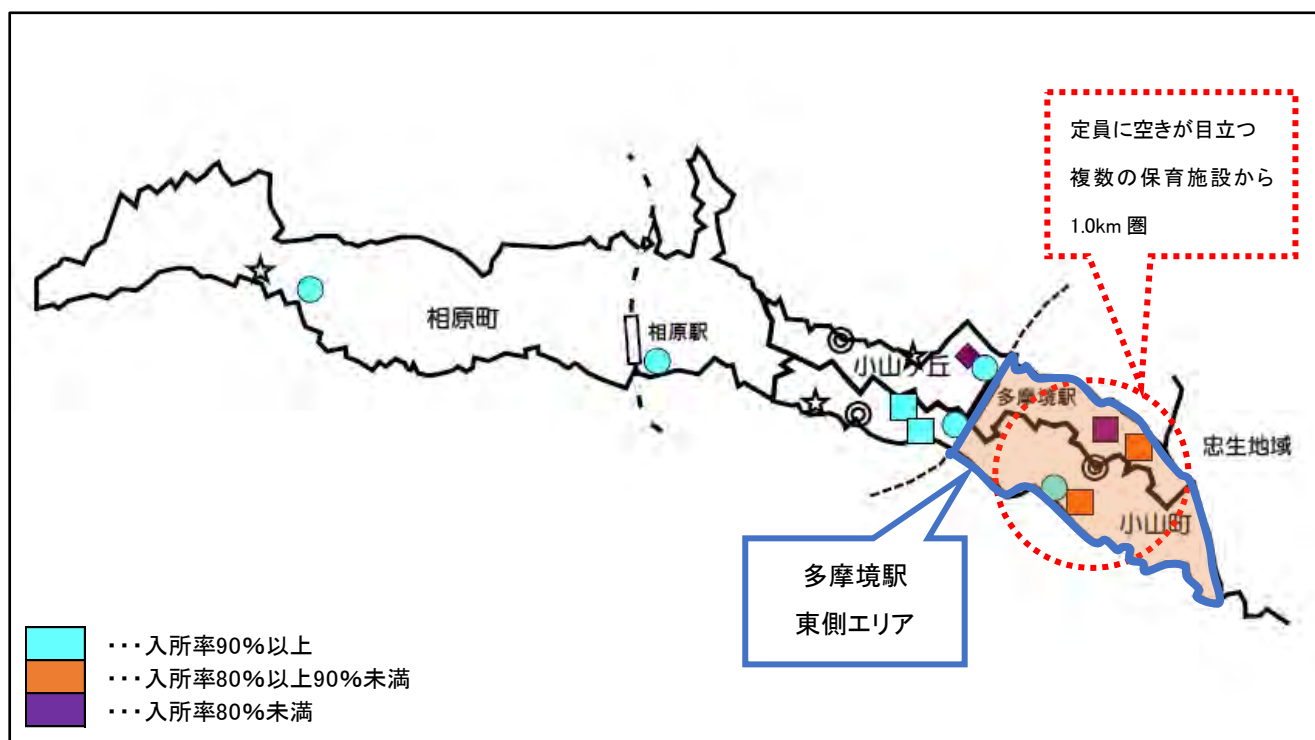
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員空き人数	23	15	9	9	23	4	83
1 園あたり平均 定員空き人数	2.3	1.4	0.8	1.1	2.9	0.5	
(エリア別)							
多摩境駅東側	3.8	3.3	2.3	2.3	3.3	0.5	
上記以外	1.3	0.3	0.0	0.0	2.5	0.5	

単位:人

*定員空き人数・・・・・・認可保育所、認定こども園、小規模保育所の定員の空き人数

*1 園あたり平均定員空き人数・・定員空き人数 / 施設数 (分園含む。)【小数点第 2 位四捨五入】

○堺地域 認可保育所等入所率分布（2021 年 4 月時点）



○認可保育所（20 年型以外）・・・5 園

□20 年型・・・5 園

◇小規模保育所・・・・・・・・・・1 園

☆幼稚園・・・・・・・・・・3 園

◎家庭的保育室・・・・・・・・・・3 園

*認可保育所と 20 年型の施設数には分園を含めています。

＜事業者の意見 ～アンケート調査及びヒアリング調査結果～＞

① 保育ニーズについて

【アンケート調査結果】

- ・認可保育所の定員の充足状況について、「全体的に定員割れをしている」という回答が2園、「3歳児以上について、定員割れをしている」という回答が2園、「ほぼ定員どおり」「弾力している」という回答が4園でした。「定員割れをしている」という回答と「定員が充足している」という回答とが二極化した結果となりました。
- ・待機児童解消策の有効な手段として多かった回答は、「送迎保育ステーションの活用」「一時的な受け入れの拡充（定員の弾力化）」となりました。

【ヒアリング調査での意見】

- ・多摩境駅西側の施設の中には、「マンションもできたので、見学や一時預かりが増えており、今後5年くらいは現状と同じ保育ニーズが続く」と捉えている施設がありました。
- ・多摩境駅西側の施設の中には、「定員に空きがある東側エリアの近隣園を紹介しているが、駅から遠いことが難点となっているため、交通利便性の低い園や需要の少ない園に通いやすくなるような取り組みが必要」と捉えている施設がありました。
- ・多摩境駅東側の施設の中には、「ここ数年、定員割れが続いていて、今後も子どもが増えるとは考えにくい」と捉えている施設がありました。

② 20年型について

【アンケート調査結果】

- ・20年経過後、「運営を継続する」という回答が1園、「入所状況によっては継続する」という回答が1園、「入所状況によっては閉園する」という回答が1園、「その他」での回答が1園でした。「その他」の内容としては、「オーナー側の意向もあるので何とも言えない」という回答でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・多摩境駅東側の施設の中には、「定員を減らす等の対応が必要」と捉えている施設がありました。
- ・「今は単体でも運営ができていますが、今後、系列園に経営上の影響が出てくるようであれば閉園も検討する」とした施設がありました。

③ 小規模保育所について

【アンケート調査結果】

- ・10年経過後、「入所状況によっては継続する」とした回答でした。また、転用する場合、「既存施設の分園化を考えている」という回答でした。

【ヒアリング調査での意見】

- ・「小規模保育所は、系列園と一体に考えているため、近隣系列園を継続する以上、10年経過後も残す必要がある」と考えていました。

＜堺地域における教育・保育施設の確保の方向性＞

地域の保育ニーズについて地域の中でも偏在があることや、交通の利便性に課題があることは、市と事業者の見解はほぼ一致しています。また、直近の課題となっている待機児童対策についても、既存施設の活用という点でほぼ一致しています。多摩境駅西側については、新たなマンション建設により、5年程度は現在と同程度の保育ニーズが見込まれます。そのため、既存施設を活用して対応することが必要と考えます。

多摩境駅東側エリアについては、既存施設の定員に余剰が生じていることから、施設を有効活用するため、多摩境駅近くに送迎保育ステーションを設置することについて検討が必要と考えます。それにより、同駅西側の保育ニーズにも対応できると考えられます。また、利用定員を下げる等、適正な定員設定も必要です。

相原町については、就学前児童が少ない状況で、かつ、町域が細長く広いため、新たに施設を増やすことも既存施設を減らすことも難しいと考えます。そのため、必要に応じて既存施設の使用区分変更や改修等により、保育ニーズに対応することが必要と考えます。

堺地域における10年後の施設のあるべき姿としては、保育ニーズの状況から多摩境駅西側の20年型は引き続き必要な保育施設と考えます。一方、多摩境駅東側エリアの20年型は、周辺保育施設等との立地状況を踏まえて、一部の施設は、閉所や転用を検討すべきと考えます。

小規模保育所についても10年後引き続き必要な保育施設と考えますが、保育ニーズが減少した場合には、駅前の利便性を活用して、他の子どもに関する事業を多角的に展開し、その需要も無い場合は閉所を検討する必要があると考えます。

2 教育・保育施設の確保 ～定員～

今後の教育・保育施設の定員の見通しとしては、現在と同じ定員数の場合、10年後の2031年には、利用申請率の伸びを考慮したとしても、南、町田、鶴川及び堺地域において、主に3歳から5歳児について定員に空きが生じる見込みです。また、忠生地域においては、各年齢区分問わず現状よりも定員に多くの空きが生じる見込みです。

現状と将来の見通しを踏まえ、今後どのように町田市の教育・保育施設の適正規模・適正配置を行っていくか、課題と方向性について、ハード面とソフト面の両面から整理を行いました。

(1) ハード面

① 新たな施設整備と既存施設の活用について

待機児童が多いエリアについては、既存施設を活用しながらも、新たな施設整備を行わないと待機児童の解消は困難です。しかし、新たな施設整備が供給過剰とならないよう、慎重に実施する必要があります。

今後の方向性としては、既存施設を活用しても、待機児童を解消することが難しいことが見込まれる場合のみ、認可保育所等の新たな施設整備を行うべきと考えます。現状、その必要性があるのは、現時点で待機児童が多く、今後も大規模マンションの建設が控えており、送迎保育ステーション等の既存施設の活用が難しい、南地域の南町田グランベリーパーク駅周辺エリアのみと考えられます。また、既存施設を活用した施設整備については、町田地域、鶴川地域及び堺地域において必要と考えます。町田地域及び鶴川地域では、待機児童が一定数生じています。また、堺地域では、保育施設を利用するにあたって交通の利便性に課題があります。これらの各地域の課題を解決するため、以下の施設整備や既存施設の活用が必要と考えます。

【新たな施設整備と既存施設の活用の方向性】

・ 待機児童が多い地域

認可保育所の整備、既存施設の移転(保育ニーズが減った地域からの移転)

・ 待機児童が一定数生じている地域

送迎保育ステーションの活用・整備、幼稚園型一時預かりの活用、企業主導型保育所¹の活用

¹ 平成28(2016)年度に内閣府が開始した事業で、企業が従業員のために設置する保育所のうち、内閣府の基準を満たした認可外保育施設を言います。企業の従業員以外にも地域枠として、全定員の半分以上であれば、地域の子どもを受け入れることができます。

- ・ 交通利便性に課題のある地域
送迎保育ステーションの活用・整備

② 既存保育施設の転用について

定員の空きが著しい地域やエリアについては、既存保育施設の転用についても検討する必要がありますが、施設を整備した際に、国等から補助金の交付を受けていると、補助金の返還等の必要があります。転用については、財産処分や人材の有効活用も考え、一時保育施設等の保育関連施設への転用を第一に検討することが必要と考えます。

【既存保育施設の転用の方向性】

- ・ 保育ニーズが減少した保育所から保育関連施設への転用

③ 既存保育施設の規模縮小について

定員の空きが著しい地域やエリアについては、既存保育施設の規模縮小についても検討する必要があります。直近の対応としては、定員を下げる対応となりますが、認可保育所で分園を設置している施設については、分園の閉所も検討する必要があります。分園は、保育ニーズの増加とともに認可保育所の本園に付属して設置した施設のため、保育ニーズが減少した場合、本園の保育所に吸収することができ、規模縮小しやすい施設です。地域で保育ニーズが減少した場合、既存保育施設の規模縮小も検討すべきと考えます。

【既存保育施設の規模縮小の方向性】

- ・ 保育ニーズが減少した場合、認可定員¹を減らすことを検討
- ・ 保育ニーズが減少した場合、本園の入所状況を踏まえて、分園の閉所を検討

④ 既存保育施設の老朽化について

良好な保育環境の確保のためには、施設の老朽化に対し、修繕や改修を計画的に行う必要があります。また、既存保育施設を建替えるには、耐用年数の経過等の老朽度の要素以外にも、中長期的な保育ニーズや施設の維持・管理費も踏まえ、その緊急性や必要性も考慮した上で、建替えが行われる必要があると考えます。建替えの際には現状の待機児童の状況も考慮することが必要です。

¹ 認可定員・・・P.40 参照

【既存保育施設の老朽化の方向性】

- ・計画的な修繕・改修
- ・地域の中長期的な保育ニーズに応じた建替え
- ・緊急性・必要性を考慮した建替え

⑤ 20 年型・小規模保育所の取扱いについて

20 年型、小規模保育所の事業継続の判断は、地域の保育ニーズの状況と事業者や建物オーナーの意向を踏まえ、継続、閉所及び転用の方向性を決める必要があります。

20 年型については、閉所を考慮した事業となっているため、地域の保育ニーズが減少した場合、他の保育施設よりも先に閉所すべき施設と考えます。20 年経過後も地域の保育ニーズが見込まれ、保育施設を継続する必要がある場合は、園舎等の賃貸借契約の更新について、建物オーナーと話を進めていく必要があります。

なお、20 年型の賃借料補助については、20 年間補助する事業のため、20 年経過後終了となります。そのほか、閉所時の運営費については、基本的には事業者が対応するものです。ただし、子どもの保育環境を確保するため、市による支援について検討することも必要です。

小規模保育所については、開所から 10 年で運営状況を見直すこととなっているため、10 年経過時点で地域の保育ニーズが減少している場合は、駅前の利便性を活用して、他の子どもに関する事業も多角的に展開し、そのニーズもない場合は、閉所の検討が必要と考えます。また、賃借料の補助については、今後、国や都の補助制度の動向を注視して検討していくべきものと考えます。

20 年型・小規模保育所ともに、閉所にあたっては、周辺保育施設の立地状況を踏まえて判断し、雇用している人材に配慮しつつ、子どもの保育環境を確保することや利用者に不利益がないように実施する必要があります。

【20 年型の方向性】

- ・保育ニーズが減少した場合、周辺の保育施設等との立地状況を踏まえて、閉所を検討

【小規模保育所の方向性】

- ・保育ニーズが減少した場合、駅前の利便性を活用して、他の子どもに関する事業も多角的に展開することを検討し、そのニーズもない場合は閉所を検討

(2) ソフト面

① 適正な定員設定について

待機児童が多い地域やエリアでは新たな保育施設の整備により、定員を増やしますが、定員に空きが生じている地域やエリアの施設については、定員（認可定員）の見直しを検討する必要があります。

定員の考え方には、「認可定員」と「利用定員」があります。町田市では、認可保育所と小規模保育所の定員を国の基本的な考え方¹のとおり、施設の最大定員である認可定員と給付費の単価基準となる利用定員を同数としています。その理由は、児童を最大限受入れし、待機児童を解消できるよう、定員を確保するためです。

しかしながら、定員に空きが生じている保育施設が複数生じている地域やエリアでは、利用定員数を在籍児童の実員に応じて設定し直す等、利用定員を下げる仕組みについての検討が必要と考えられます。2021年11月時点で、多摩26市において、認可定員よりも利用定員を下げる運用を行っているのは、9市ですが、町田市も検討の必要があると考えます。

種類	目的・内容	根拠法
認可定員	教育・保育施設の設置に当たり、施設面積や職員配置等によって定められる施設の定員で、都道府県の条例の基準の範囲内で都が「認可」した定員。	児童福祉法
利用定員	施設に支払われる給付費の単価基準となるもので、施設型給付費等の対象施設としての「確認」にあたり、設置者の申請に基づき市が定めた定員。	子ども・子育て支援法

なお、「認可定員」は頻繁に変更することは想定されておらず、また、持ち上げることができる定員構成とする等、利用定員よりも変更に制約があります。

② 定員と運営費の関係について

認可保育所を含む、認可の保育施設の運営費は、利用定員の区分に応じて、子ども1人あたりの単価が設定されています。利用定員の区分が下がると、子ども1人あたりの単価が上がる仕組みとなっています。そのため、他の事業の補助金等との関連は除き、運営費のみで考えると、定員に欠員が生じた時、利用定員を維持した場合と利用定員を下げた場合を比較すると、利用定員を下げ

¹ 内閣府が示している子ども子育て支援新制度に関する「自治体向けFAQ」にて、認可定員と利用定員の一致を基本としています。

た場合の方が運営費は高くなります。

【参考例 1】単価表（一部抜粋）

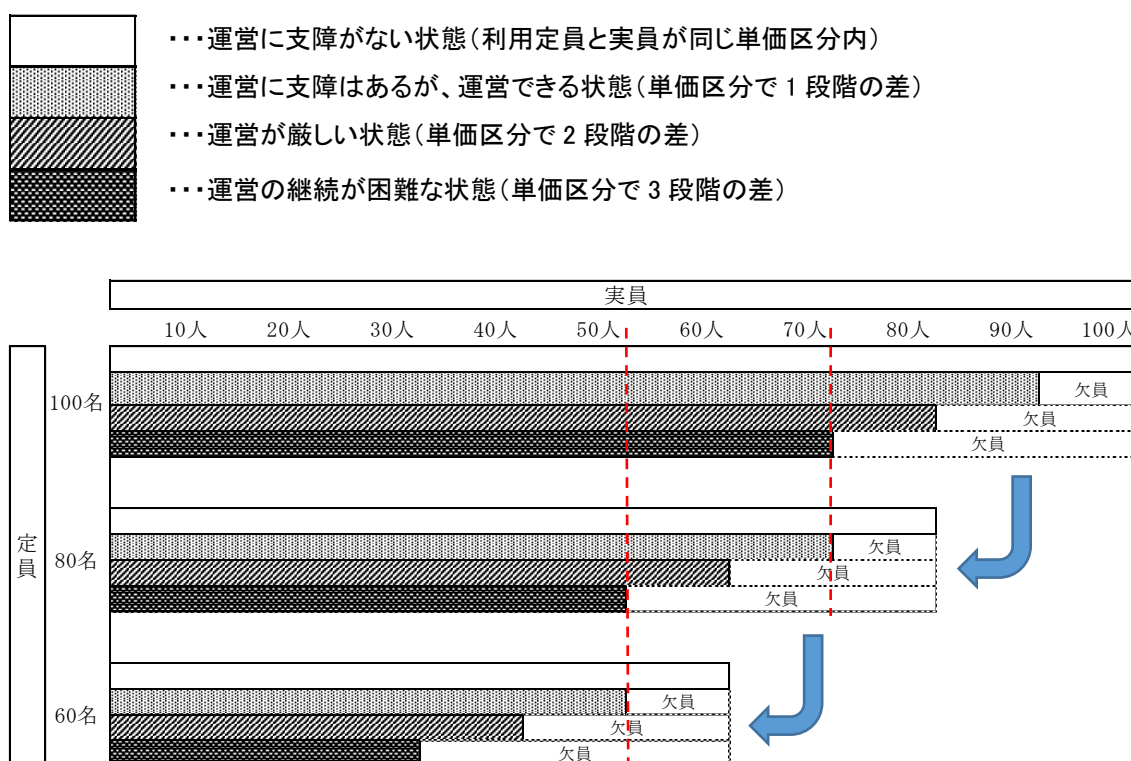
定員区分	保育標準時間認定	
	基本分単価	
81 人 から 90 人 まで	4 歳児以上	44,750
	3 歳児	52,310
	1、2 歳児	113,270
	乳児	188,890

↔

定員区分	保育標準時間認定	
	基本分単価	
91 人 から 100 人 まで	4 歳児以上	38,680
	3 歳児	46,240
	1、2 歳児	107,200
	乳児	182,820

令和 3 年度公定価格単価表(16/100 地域)

【参考例 2】認可保育所等の定員と実員の関係性のイメージ図



＊他の事業の補助金や施設の維持管理費等、他の要素は除いた場合のイメージ図です。仮に定員が 100 名のところ、71 人しか入所していない場合、イメージ図では、「運営継続が困難な状態」となりますが、定員を 80 名に下げた場合、「運営に支障はあるが運営できる状態」となります。あくまでイメージ図のため、各施設がイメージ図と必ずしも同じ状況になるわけではありません。

【新たな定員設定の考え方（全地域共通）】

今後の認可保育所等における定員の取扱い
認可定員 $\geq$ 利用定員

定員に空きが生じている保育施設が複数存在する地域やエリアでは、施設の認可定員の範囲内で利用定員を設定する手法を導入することが必要と考えます。利用定員を実員の定員区分に変更することは、施設の経営の安定につながります。今後、具体的な運用方針を定め、町田市で統一的なルールにより、実施すべきと考えます。また、利用定員の設定には、市民に不利益がないよう実施することが大切です。

なお、年間通した入所児童数と認可定員が大きく乖離している場合は、利用定員の変更だけではなく、認可定員の変更も必要と考えます。

第3章 多様な教育・保育サービスの提供

就学前児童の減少や働き方の変化等による社会情勢の変動に伴い、保護者の教育・保育に対するニーズや考え方は多様化してきています。とりわけ保護者の就労形態や家庭環境等の状況に応じて、教育・保育施設の種別を選ぶことに加え、様々な保育事業を必要なときに利用できることが求められています。

1 施設の種別

小学校就学前に利用する施設としては、これまで幼稚園と認可保育所の2つが多く利用されてきました。2015年度に開始された子ども・子育て支援新制度においては、幼稚園と認可保育所の両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が図られ、また新たに、少人数の子どもを保育する事業が創設されました。

このように、新制度では子どもの年齢や保護者の就労状況等に応じた教育・保育の場の選択肢が広がりました。

【教育・保育施設の種別】

(2021年4月時点)

事業名	概要	園数
認可保育所	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	74 園
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	24 園
認定こども園	幼稚園と認可保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	14 園
小規模保育所	少人数(定員 6~19 人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設	18 園
家庭的保育室	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員 5 人以下)を対象に、きめ細やかな保育を行う施設	13 園
認証保育所	認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応するための東京都独自の施設	5 園
企業主導型保育所	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するとともに、地域住民の子どもの受け入れを行うこともできる施設	15 園

2 様々な保育事業

共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭がそれぞれのニーズに合わせて、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、地域の様々な子育て支援の充実が図られてきました。新制度においては、子どもの年齢や保護者の就労状況等に応じた様々な支援が広がり、利用者の選択肢が拡充されてきました。

【様々な保育事業】

事業名	概要	2020 年度 実施園数	2020 年度実績 (前年比)
延長保育	通常の保育時間以外の時間において、認可保育所等にて保育を行うこと	86 園	85,777 人 (△45,814 人)
一時保育	急な用事や介護等により、家庭での保育が困難なときや育児による心身の負担の軽減等の場合に、子どもを一時的に認可保育所等にて預かること	56 園	31,982 人 (△9,329 人)
預かり保育	教育時間の前後や長期休業期間中に幼稚園・認定こども園にて保育を行うこと	15 園	191,995 人 (941 人)
休日保育	保護者の就労等により日曜日や祝日に認可保育所等にて保育を行うこと(年末・年始は除く)	2 園	640 人 (△240 人)
年末保育	保護者の就労等により12月29日、30日に認可保育所にて保育を行うこと	1 園 (公立)	39 人 (9 人)
病児保育	病気の急性期にある子どもを医療機関に併設された専用の施設にて預かること	2 園	268 人 (△263 人)
病後児保育	病気の回復期にあり、集団での保育が困難な子どもを認可保育所等に併設された専用の施設にて預かること	5 園	398 人 (△605 人)
子育てひろば 事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	国基準 11 園 都基準 26 園 市基準 16 園	31,351 人 (△30,427 人)

事業名	概要	2020 年度 実施園数	2020 年度実績 (前年比)
ファミリー・ サポート・ センター事業	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	援助会員 両方会員 計 625 人	4,800 人 (△2,720 人)
ショートステイ (宿泊保育)	保護者が、病気・冠婚葬祭・育児疲れ・出産等で一時的に養育できないときに預かること	2 園	384 人 (4 人)
トワイライト (夜間保育)	保護者が、仕事や家族の介護等で帰宅が夜間に及ぶときや休日に、22 時まで預かること	1 園	573 人 (△1 人)

*2020 年度の実績値は新型コロナウイルス感染症の影響により、2019 年度と比べて利用人数が大きく減少している事業があります。

<課題>

- ・就学前児童の減少により、教育・保育施設において定員に空きが生じると、各施設の運営が困難になり、施設の規模縮小や閉所等を行う可能性があります。
- ・施設の規模縮小や閉所等が行われると、これまでのように子どもの年齢や特性、保護者の就労状況等に応じた教育・保育施設を選択できなくなる可能性があるだけでなく、様々な保育事業の提供も受けられなくなる可能性があります。
- ・町田市における就学前児童人口や教育・保育施設の利用者数は、地域によって差があるため、今後、住んでいる地域によって受けられるサービスに差が生じる可能性もあります。

<多様な教育・保育サービスの提供の方向性>

各地域において、保護者が自身の就労形態や家庭環境等の状況に応じた教育・保育施設の種別を選べる必要があります。併せて、利用者がそれぞれのニーズに合った様々な保育事業を必要なときに利用できることが求められています。

そのためには、社会情勢の変動やそれに伴う保護者の教育・保育に対するニーズを把握し、適切にサービスの提供を実施していく必要があります。

今後、教育・保育施設の適正規模・適正配置が図られた場合でも、利用者の住んでいる地域に関わらず、教育・保育施設の種別を選ぶことができ、また、様々な保育事業を必要なときに受けられるよう、各地域において、利用施設がバランス良く配置されていることが大切になります。

事業者は、地域の子育て家庭に対する子育て支援のため、各サービスの内容の充実を図る必要があります。市は、誰もが気軽にサービスを受けられるよう、利用者への周知方法を工夫し、これまで以上に各サービスの使いやすさを向上させる必要があります。

第4章 教育・保育の質の向上への取り組み

これまでの国の教育・保育施設の施策は、待機児童の解消を目的とした保育の「量」の確保とともに、子どもの健やかな育ちを支えるため、教育・保育の「質」の向上を目指して進めてきました。就学前児童の減少や保護者の働き方の多様化、施設整備等により定員が確保されたこと等に伴い、今後の施策は待機児童対策から、教育・保育の「質」に重点を移すことになります。

1 教育・保育の質

国において、教育・保育の質は、「内容」「環境」「人材」の3つの観点で捉えられています。ソフト面とハード面から、それぞれの観点に関連して基準やガイドライン等が定められており、質の向上に資する各種取り組みが推進されています。主な基準やガイドラインは以下のとおりです。

「内容」：

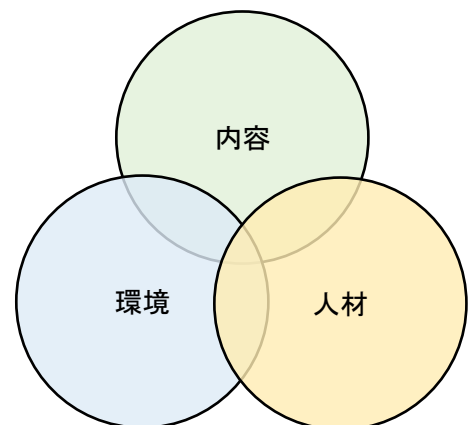
- ・保育所保育指針等
- ・自己評価ガイドライン
- ・第三者評価ガイドライン

「環境」：

- ・設備及び運営の基準（人員配置や面積等）
- ・感染症対策ガイドライン
- ・アレルギー対策ガイドライン
- ・事故防止及び事故発生対応ガイドライン

「人材」：

- ・保育士資格等に係る基準
- ・キャリアアップ研修ガイドライン
- ・能力経験に応じた処遇改善



国の検討会¹の方向性も踏まえ、これからは、市と事業者が協力して、町田市全体の質の向上に取り組む必要があります。

¹ 厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」
文部科学省「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」

2 事業者が取り組むこと

子どもたちが健やかに成長していけるよう、事業者はこれまで以上に教育・保育の「質」の向上を図ることが必要です。

「内容」面からは、提供する教育・保育の内容を充実させることが必要です。

「環境」面からは、自然環境に触れあえる機会の確保（園庭や公園の活用）や十分なスペースを確保し、良好な教育・保育環境を整えることが必要です。「人材」面からは、人材のスキルを向上させるための研修の機会の確保や余裕を持った職員配置を行うことが必要です。

また、利用者が教育・保育サービスに満足できるよう、各施設は地域の社会資源（小学校との連携や交流、大学や企業との連携、近隣住民との交流等）や自然環境を活用した特色ある教育・保育に取り組んでいく必要があります。そして、各施設の魅力を向上させることやブランド力を高めることが大切です。今後も選ばれる施設であり続け、入所児童を確保することは、施設運営の健全化にもつながります。

3 市が取り組むこと

市は、各施設が質の向上に向けた取り組みを充分に行えるよう支援策を講じることが必要です。例えば、現在実施している保育士等のスキルアップ研修に対する補助の継続や教育・保育環境の向上、人材の確保に対する補助金のあり方の検討・見直し等、他市の取り組みを研究・分析した上で、財政的な支援を行う必要があります。

また、市が運営する公立保育園では、市全体での合同研修や地域別・テーマ別の研修、公開保育の実施、各施設間における意見交換等ができるような場の提供を推進する等、地域の教育・保育施設の活動の支援を行う必要があります。さらに、特色ある教育・保育の実践として、他市の良い取り組みを取り入れ、それを民間の保育所に広めていく役割を担うべきであると考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、企業と連携して、ワークライフバランスの問題に係る取り組みを一層強化すべき時代であると言えます。市は、リモートワークの拠点と教育・保育施設を併設する等、新しい発想による協働の実現を探っていく必要があると考えます。

＜事業者の意見 ～ヒアリング調査結果～＞

① 各施設の教育・保育の質の向上について

【内容】

保育内容の視点からは、運営法人の理念を職員と保護者に共有する取り組みや保育内容の見える化の取り組みを行っている施設が複数ありました。保護者とのコミュニケーションを重視している施設が多く、必要に応じて育児に関する保護者支援を行うことが質の向上につながると捉えている施設もありました。

【環境】

保育環境の視点からは、園庭を活用した教育を実施する等、豊かな自然環境が大切な要素と捉えている施設もありました。また、子どもが遊ぶ環境が少なくなっているので、保育所・幼稚園が場の提供を担うことが大切と捉えている施設もありました。

【人材】

保育人材の視点からは、質の向上には、人材育成が必要不可欠であり、そのための研修が重要との意見が多くありました。法人内で独自の研修を行っている施設もありました。

② 地域としての教育・保育の質の向上について

【内容】

基準の視点からは、市が統一した考えを示し、それを全施設に共有することで、最低限のラインを確保し、それを土台に各施設が質の向上に取り組むことが大切と捉えている施設がありました。

【環境】

連携・接続の視点からは、施設同士の地域での交流や意見交換、研修等ができるの良いと考えている施設が多くありました。また、小学校との連携や交流がもっとできると良いと考えている施設が数園ありました。

【人材】

研修の視点からは、市全体での研修会や有識者を呼ぶことが必要と考える施設が数園ありました。また、公開保育の実施により、施設間の学び合いの実施が必要と捉えている施設がありました。

＜教育・保育の質の向上に向けた方向性＞

これまでは、待機児童の解消を目的として保育の「量」の確保に重点を置いてきましたが、これからは今まで以上に地域及び市全体における教育・保育の質の向上に取り組んでいく必要があります。

教育・保育の質の向上は、子どもたちの健やかな成長につながると考えられます。そのため、事業者は教育・保育の内容を充実させ、良好な環境を提供することが求められます。また、人材のスキルを向上させることも必要不可欠です。

また、質の向上と併せ、地域の社会資源（小学校との連携や交流、大学や企業との連携、近隣住民との交流等）や自然環境を活用した特色ある教育・保育を行っていくことも大切と考えます。特色ある教育・保育の提供により、子どもたちが新たな体験を得ることは、豊かな感性や表現力等を育むことにつながります。各施設の魅力を向上させることやブランド力を高めることに結びつきます。

市は、現在実施している保育士等のスキルアップ研修に対する補助の継続や地域ごとの研修、情報共有・意見交換等の活動を支援すること等も併せて実施していく必要があります。そして、今後の補助金のあり方について、検討・見直しを行う必要があります。

市と事業者は、教育・保育の質の向上について共通認識を持ち、利用者のニーズを研究し、町田市全体で質の向上に取り組むことが必要です。市全体での合同研修の実施や地域ごとの交流・情報共有・意見交換、さらに小学校や学童保育クラブ・放課後子ども教室事業（まちとも）、子どもセンター・子どもクラブ等との連携について、積極的に取り組んでいく必要があります。各地域において町田市全体の教育・保育の質の向上を目指すことが、安心して地域で子どもを育てられることにつながっていくと考えます。

第5章 今後の公立保育園の役割

町田市を巡る保育環境は、核家族化等により、孤立して子育てをする保護者が増えていることや、近年の新生児医療の発達により医療的ケア児が増えていること等、様々な支援の必要性が高まっています。

また、これまでは待機児童対策の施策を中心に進めてきましたが、就学前児童の減少や保護者の働き方の多様化、施設整備等により定員が確保されたこと等に伴い、今後の施策は待機児童対策から、教育・保育の「質」に重点を移すことになります。

今回の検討の中で、地域ごとの状況の特徴が鮮明化しました。エリアごとの問題にも丁寧に対応する必要もあります。5地域に1つずつある公立保育園は地域のネットワーク化を推進し、課題解決のための協働を推進する役割が求められています。

それらを踏まえ、今後の町田市の公立保育園の役割を改めて整理しました。

1 公立保育園に対する基本的な考え方

町田市が各地域における子どもや家庭の状況を把握することや、市全体の保育の質の向上を図るためにも、公立保育園が地域の教育・保育施設のまとめ役を果たす必要があります。また、引き続き民間での受け入れが困難となった子どもへの保育や、災害時等に保育を提供するため、市内5地域に各1園ある公立保育園の運営を今後も維持していくことが必要と考えます。

2 公立保育園の現状

公立保育園は、民間と同様の保育業務に加え、地域子育て相談センターと連携し、子育てひろば事業や相談業務等とあわせて、地域の子どもやその家庭の状況を直接把握する等、子ども施策を推進し、子育て家庭を支えています。

また、民間の教育・保育施設も参加できる各種研修を開催し、地域全体の教育・保育の質の向上を図るとともに、個別対応を要する子どもの受け入れ及び支援に加えて、震災や風水害発生時には、応急保育¹・緊急保育²を実施できる体制を整える等、行政機関として、地域の子どもや保護者の支援拠点としての役割も担っています。

3 公立保育園の今後の役割

公立保育園は、地域の教育・保育施設のまとめ役を果たすため、地域ごとに特徴的な課題を見据え、地域のネットワークを活かして問題解決に取り組めるよう、地域の拠点としての機能が求められます。これを踏まえ、公立保育園は、今後、次のような役割を担う必要があります。

(1) 地域全体の保育の質の向上

教育・保育施設の利用者は、どの地域においても質の良い教育・保育を受けられることを求めています。

今後の公立保育園は、各地域の教育・保育施設における教育・保育の質の向上に向けた取り組み等のまとめ役を担うとともに、その取り組み等を普及させるため、各施設の連携を推進するつなぎ役も果たすことにより、町田市全体の教育・保育の質の向上に資することが必要です。例えば、民間の教育・保育施設と連携・協力した研修等を積極的に取り入れ、専門的なスキルの向上を図りながら、共に教育・保育の充実を目指すこと等があげられます。

(2) 特色ある教育・保育の実践

教育・保育施設は、子どもが生き生きと育つ環境を提供するために、「保育所保育指針」の基本原則に沿った保育の充実とともに、子どもが様々な体験を行えるよう、特色ある教育・保育を提供していくことが必要です。

今後の公立保育園においては、民間の教育・保育施設や地域の大学等と連携し、優れた教育・保育を取り入れることにより、特色ある教育・保育のモデルケース

¹ 大規模地震や大規模な風水害発生時における応急活動期（災害発生数日後、1から2週間程度）において、保育に欠ける被災児童に対して、応急的な保育活動を実施すること。

² 以下のいずれかの緊急事由が生じたことにより、家庭での保育ができず、他に保育できる人がいない場合、就学前児童を保育所で期間を限って、緊急的な保育活動を実施すること。

①復興支援の最前線で活動する医療、警察、消防、自衛隊、ライフライン（通信・ガス・電気等）、行政関係者の災害復旧支援者で保育を必要とするとき

②保護者が火災・水害等の災害により保育できないとき

としての役割を担うことも必要と考えます。たとえば、企業と連携したスポーツ活動や学校と連携した ICT 教育等が想定されます。

(3) 保育を必要とするすべての子どもへの支援体制の構築

民間の教育・保育施設での受け入れが困難となった個別対応を要する子どもに対して、適切な保育を提供し、子どもの健全な心身の発達を図っていくことが公立保育園に求められています。

また、子どもの養育に困難を抱えている家庭や、虐待リスクの高い家庭等の支援が必要な家庭の子どもを受け入れていきます。養育困難な家庭等への支援を含む子育て家庭への支援を行うことは、公立保育園をはじめ町田市地域子育て相談センターや子ども家庭支援センターの重要な役割です。

このような様々な子どもや子育て家庭への支援について、関係機関と連携・協働し、包括的に地域で支援できる体制を構築することが求められています。

(4) 震災や風水害時等の緊急時における保育の提供

震災や風水害時においても、保育の提供は利用者に求められています。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、民間の教育・保育施設で保育士等が不足した場合、緊急的に公立保育園から保育士を派遣する等の対応が必要です。

緊急時には、公立保育園が、地域で子どもや子育て家庭を支えていく拠点としての機能を十分に発揮していく必要があります。

第6章 提言

【提言 1】

各地域における教育・保育ニーズの状況を分析し、町田市全域の10年先を見据えた教育・保育施設の適正規模・適正配置計画を策定することが望ましい。

現在、町田市においては、マンション等の住宅開発に伴い、待機児童が解消していない地域がある一方、就学前児童の減少や地勢、交通の利便性により、複数の教育・保育施設において定員に空きが生じている地域があります。

待機児童対策としては、引き続き、認可保育所等の新設に加え、送迎保育ステーション、幼稚園型一時預かり、企業主導型保育施設の活用等が考えられます。

定員に空きが生じている地域では、市と事業者が緊密に連携して、定員に関する新たな手法の導入や、将来的には施設運営の状況を考慮した上で、施設の閉所や転用による施設の活用を検討していく必要があると考えます。ただし、閉所する場合は、雇用している人材に配慮するとともに、子どもの保育環境を確保することや利用者に不利益がないように実施することに留意してください。特に、20年間期間限定認可保育所や小規模保育所、分園の閉所については、利用者と事業者の状況を市が確認した上で、丁寧に検討を進めることが大切です。

10年後においては、様々な要因による教育・保育ニーズの増減が想定されます。市は引き続き教育・保育ニーズの分析を行い、教育・保育施設の適正規模・適正配置計画を策定することが望ましいと考えます。

計画の策定にあたっては、前述のとおり、就学前児童の減少や各地域の地勢、交通の利便性等による地域差を踏まえ、5地域（南、町田、鶴川、忠生、堺）ごとに検討することを基本とし、同じ地域の中でも状況に差が生じている場合には、区域（エリア）に着目した課題解決を検討することも必要です。

【提言 2】

利用者がニーズにあった様々な保育事業を選択できるよう、多様な教育・保育サービスの充実をはかることが望ましい。

就学前児童の減少や働き方の変化等による社会情勢の変動に伴い、保護者の教育・保育に対するニーズや考え方は多様化してきています。とりわけ保護者の就労形態や家庭環境等の状況に応じて、教育・保育施設の種別を選ぶことに加え、様々な保育事業を必要なときに利用できることが求められています。

市は利用者の教育・保育ニーズを把握した上で、教育・保育施設の種別に関しては、認定こども園・幼稚園・認可保育所のほかに、小規模保育所や家庭的保育室、また認証保育所、企業主導型保育所等の様々な施設を選べるようにする必要があります。

様々な保育事業については、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、子育てひろば事業、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ等の子ども・子育て支援事業についても適切に実施することが必要です。

これらの多様な教育・保育サービスは、利用者が住んでいる地域に関わらず、必要なときに必要なサービスを受けられることが望まれます。そのためには、各地域において利用施設がバランス良く配置されていることが求められます。

また、各サービスの内容の充実、利便性の向上、利用者への周知方法の工夫を行う等、利用者がこれまで以上にサービスを受けやすい体制づくりを構築することが望まれます。

【提言 3】

子どもの安心・安全、生き生きとした育ちを実現できるよう、教育・保育の質を向上させることが望ましい。

これまでの国の教育・保育施設の施策は、待機児童の解消を目的として保育の「量」の確保とともに、子どもの健やかな育ちを支えるため、教育・保育の「質」の向上を目指して進めてきました。就学前児童の減少や保護者の働き方の多様化、施設整備等により定員が確保されたこと等に伴い、今後の施策は待機児童対策から、教育・保育の「質」に重点を移すことになります。これからは、市と事業者が協力して、町田市全体の質の向上に取り組む必要があります。

子どもたちの健やかな成長を実現するため、事業者は教育・保育の内容を充実させ、良好な環境を提供することが求められます。また、人材の資質とスキルを向上させることも必要不可欠です。

各施設は特色ある教育・保育に取り組み、自園の魅力を向上させることが重要となります。今後も選ばれる施設であり続け、入所児童を確保することは、施設運営の健全化にもつながります。

市は、事業者への支援策として、合同研修や公開保育等の機会や場を提供することのほか、人材の確保・継続や環境の向上に向けた補助金のあり方等の見直しも行うべきと考えます。

市と事業者は、教育・保育の質の向上について、共通認識を持ち、利用者のニーズを研究することが重要です。各地域において町田市全体の教育・保育の質の向上を目指すことが、安心して地域で子どもを育てられることにつながっていくと考えます。さらに、子育て家庭に選ばれるよう、ワークライフバランスの実現に向け、企業との連携・協働も推進していく必要があります。

【提言 4】

子育てを安心して行えるよう、公立保育園は地域の教育・保育の拠点として、地域の施設の牽引役となることが望ましい。

これまでの公立保育園は、民間と同様の保育業務に加え、地域子育て相談センターと連携し、子育てひろば事業や相談業務等の子ども施策を推進し、子育て家庭を支えてきました。

現在、地域によって就学前児童人口や待機児童数、教育・保育施設数等に違いがありますが、その中でも、利用者は各地域で質の良い教育・保育を受けることを求めています。

これを踏まえ、今後の公立保育園は、各地域の教育・保育施設のまとめ役を担い、町田市全体の教育・保育の質の向上に資することが必要です。例えば、民間の教育・保育施設と連携・協力して特色のある保育実践を学び、モデルケースとして各施設に普及させる拠点となることがあげられます。

また、公立保育園は、引き続き、個別対応を要する子どもの受け入れや、子どもの養育に困難を抱えている家庭及び虐待リスクの高い家庭等の支援が必要な家庭の子どもを受け入れることが必要です。養育困難な家庭等への支援を含む子育て家庭への支援の役割を担うとともに、震災及び風水害の発生時における応急保育・緊急保育の提供を行うことが必要と考えます。

公立保育園が、地域の教育・保育の課題解決に向けて、周辺の施設とネットワークを形成する拠点として機能し、特色ある保育実践の普及に取り組むとともに、保育を必要とするすべての子どもへの支援体制の構築と災害対応の体制整備の確立に貢献していくことが求められています。